

# 商業宣伝のための**拡声機**の使用について

近年、商業街での商業宣伝放送や住宅地での移動販売車等による拡声機使用に対する騒音が問題となっています。特に住宅地では商業街などと比べて静かであり、その環境を保つ必要があります。拡声機の使用には、音量やくり返し回数等、近隣住民に十分配慮してください。

## ○拡声機の使用禁止区域について(祭礼その他地域の慣習となっている行事は除く。)

区域区分	用途地域	昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1種、第2種低層住居専用地域	<b>拡声機の使用禁止</b>		
第2種区域 から 第4種区域	学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲30メートルの区域			

※ 『環境の保全と創造に関する条例の規則に基づく商業宣伝のための拡声機の使用を禁止する区域等の指定等（平成13年2月27日兵庫県告示第275号）』

## ○拡声機の使用方法について

1 拡声器から発する音量は、地上 1.5メートルの騒音最大地点において規制基準に5デシベルを加えた音量の範囲内とすること。
2 移動して拡声器を使用する場合の音量は、音源から 10メートルの距離において規制基準に相当する音量の範囲内とすること。
3 屋外で固定して拡声器を使用する場合は、地上 10メートル以下に設置し、かつ、水平方向から下方 30度から 45度までの角度で使用すること。
4 屋外で固定して拡声器を使用する場合は、1時間につき、連続 15分以上休止すること。
5 移動して拡声機を使用する場合は、1地点に停止して連続して 15分間以上放送しないこと。
6 拡声機は、幅員 5メートル以下の道路においては使用しないこと。

※ 『兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則(第17条 別表第11)』

※ 規制基準とは、下表のとおり

区域区分	用途地域	昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第2種区域	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居、準住居、市街化調整区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業、商業、準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	70	60

【連絡先】 加古川市環境部環境政策課 電話(079)427-9200